

○香川大学池戸会館課外活動共用施設使用細則

平成16年4月1日

第1条 この細則は、香川大学池戸会館管理運営規則第5条の規定に基づき、課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

第2条 共用施設を使用できる者は、本学学生の課外活動団体とする。ただし、農学部長が特に必要と認めた場合は、他の学生に使用を許可することがある。

第3条 共用施設に、次に掲げる部屋を設け、それぞれの用途により使用する。

一 共用室 類似した活動内容を持つ複数の課外活動団体が連絡室として共同で使用する。

二 音楽練習室 課外における音楽練習等に使用する。

三 和室 課外における華道・茶道等の練習並びに集会等に使用する。

四 集会室 課外における企画編集、研究及び討論等に使用する。

第4条 共用施設の使用時間は、9時から21時までとする。ただし、農学部長が特に必要と認めた場合は、時間外の使用を許可することがある。

2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）並びに本学の定める休業期間（年末年始（12月29日から1月3日まで）等）中は、使用を認めない。ただし農学部長が特に必要と認めた場合は、休日等の使用を許可することがある。

第5条 共用室を使用する課外活動団体は、毎年2月末日までに所定の様式により農学部長に願い出て許可を得なければならない。

2 音楽練習室、和室及び集会室を使用する課外活動団体は、使用日の7日前までに所定の用紙により農学部長に願い出て許可を得なければならない。

第6条 各室の鍵は農学部学務係で保管し、使用団体の責任者の申出によりその都度貸与する。

2 使用後は、責任者が施錠の上返還しなければならない。

第7条 共用施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 許可された使用目的・内容以外に使用しないこと。

二 使用時間を厳守すること。

三 火気の取扱いについては国立大学法人香川大学防火管理規程によること。

四 施設・設備を損傷若しくは汚染し、又は備付の物品を持ち出さないこと。

五 使用後は、清掃及び整理整頓すること。

六 その他使用に際しては、係員の指示に従うこと。

第8条 使用者が施設・設備又は備品を故意又は過失により破損又は滅失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

第9条 この細則に違反した場合は、共用施設の使用を中止させ、又は禁止することがある。

第10条 この細則に定めるもののほか、共用施設の使用に関し必要な事項は、農学部長が定める。

第11条 共用施設に関する事務は、農学部学務係で取り扱う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。